

V 東京都産業連関表 作成作業の概要

1 基本フレーム

(1) 基本方針

「令和 2 年（2020 年）産業連関表の作成に関する基本方針」（令和 2 年 8 月・総務省）、「令和 2 年（2020 年）産業連関表作成基本要綱」（令和 6 年 6 月・総務省）及び「平成 27 年（2015 年）東京都産業連関表（令和 3 年 3 月）」に準じて作成した。加えて、「令和 2 年（2020 年）産業連関表 総合解説書（令和 7 年 8 月・総務省）」を参照した。

(2) 対象期間

令和 2 年（2020 年）1 月から 12 月までの 1 年間を対象期間として、その 1 年間の財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

(3) 地域的範囲

① 地域内表

東京都内で行われた財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

② 地域間表

「東京都地域」（東京都）と「その他地域」（東京都以外の 46 道府県）の 2 つの地域で行われた財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

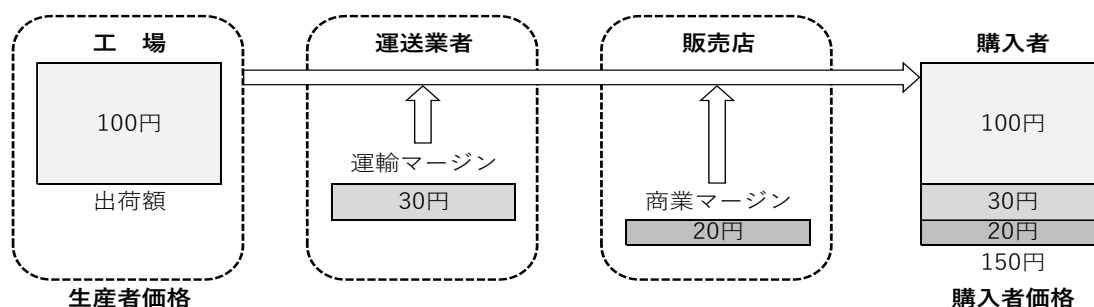
(4) 取引基本表の基本構造

ア 価格評価

生産者の出荷価格で評価する「生産者価格」に基づいて作表する。

「生産者価格」とは、生産者が出荷する段階での販売価格を指し、流通コストである「商業マージン」や「運輸マージン」を含まない価格。一方、「購入者価格」は、「商業マージン」や「運輸マージン」を含む。

図 5-1 生産者価格と購入者価格と商業・運輸マージン



イ 移輸入の表章形式

① 地域内表

「競争移輸入型」により表章する。「競争移輸入型」の産業連関表では、中間需要部門や最終需要部門の数値について、域内産品と域外産品を区別せず合計を計上し、「移入」「輸入」で控除する。

② 地域間表

「非競争移入・競争輸入型」により表章する。「非競争移入型」の産業連関表では、域内産品と域外産品を区別し各需要部門に計上する。

ウ 消費税の扱い

消費税の評価方法は、各取引額に消費税を含むいわゆる「グロス表示」とする。

エ 表章単位

百万円とする。

なお、全国表は表章単位が10億円、小数点第一位までの表章である（2015年表までは100万円単位で、2020年表より10億円単位）。全国表（単位：10億円）により東京都表を推計した場合、0表章となる部門が多くなることが考えられる。このため、利用者の利便性を考慮して、東京都産業連関表は、参考として公表された全国表（単位：100万円）により推計されていることに留意する必要がある。

(5) 部門分類の概要

東京都産業連関表の部門分類は、全国の産業連関表に準じている。産業連関表の部門分類は、日本標準産業分類を基本としつつ設定されている。部門分類の定義については、令和2年（2020年）産業連関表作成基本要綱（総務省）を参照すること。

URL：https://www.soumu.go.jp/main_content/000844146.pdf

行部門は、財・サービスの販売先構成を表す部門であり、原則として財・サービスにより分類する。列部門は生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位（アクティビティ・ベース）」により分類する。

作業用分類として、基本分類（行446分類×列392分類）を作成する。その上で、公表用として基本分類を統合し、①統合小分類（行187分類×列187分類）、②統合中分類（行108分類×列108分類）、③統合大分類（行38分類×列38分類）、④14部門分類（行14分類×列14分類）、⑤7部門分類（行7部門×列7部門）を作成した。

表5-1 部門分類数

		東京都表 平成27年表	東京都表 令和2年表	(参考) 全国表 令和2年表
(1) 基本分類	行	510	446	445
	列	392	392	391
(2) 統合小分類		182	187	188
(3) 統合中分類		107	108	108
(4) 統合大分類		38	38	37
(5) 14部門分類		14	14	13
(6) 7部門分類		7	7	-

なお、東京都産業連関表では、上記の全ての分類において、本社部門が含まれる。また、最終需要部門では、地域表として移出・移入を設定しており、さらに東京都独自に移動消費部門（他地域事業所家計外消費支出、他地域民都内支出、都事業所家計外消費支出、都民都外支出）を設定している。（部門分類の具体的な内容は「(8) 部門分類の具体的な内容」（p. 63）を参照）

(6) 特殊な取扱いをする部門

以下の事項の取り扱いについては、全国表に準じている。

ア 商業部門及び運輸部門

取引基本表は部門間の取引の実態を記録するものであるが、生産者と需要者が直接取引をすることは少なく、現実には商業部門や運輸部門を通して行われる。しかし、商業・運輸部門経由の取引を忠実に記述すると、本来の部門間の取引が非常に分かりにくいものになる。

そのため、生産者価格評価表では、部門間の直接の取引のように記録した上で、商業マージンと運輸マージンは需要者の経費として商業・運輸の各部門の交点に一括計上する。

イ 屑・副産物の取り扱い

屑・副産物の取扱いは、マイナス投入方式（ストーン方式）とした。

ウ 帰属計算

金融仲介サービス、生命保険及び損害保険の保険サービス、持ち家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料については、帰属計算により推計した。

エ 仮設部門

取引基本表の内生部門の各部門は、生産活動（又は商品）に基づき設定しているが、その中には、独立した一つの産業分類とは考えられないものがある。いくつか含まれている（具体的には、部門「古紙」「鉄屑」「非鉄金属屑」「自家輸送（旅客自動車）」「自家輸送（貨物自動車）」「事務用品」）。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して、仮設部門として設けているものである。

オ 分類不明部門

本部門は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動をまとめたものであり、実際は行と列の推計誤差の調整項目としての役割を併せ持っている。

(7) 東京都産業連関表と都民経済計算との対応

一般的に、産業連関表と経済計算は、双方とも一定期間における財・サービスの流れを捉え、経済活動の主体を企業、家計、政府などに大別する点において共通である。都民経済計算は東京都経済全体を1つの単位であるかのように捉え、財・サービスの取引過程を産業計として一括しており、付加価値を生産面、分配面及び支出面からとらえることに重点を置いているのに対し、東京都産業連関表は東京都経済を多くの部門に分類し、部門間の取引過程を詳細に捉えることに重点を置いている点で、相違がある。

東京都産業連関表の外生部門（粗付加価値及び最終需要）と、都民経済計算の生産、支出とは、同じ東京都経済の活動を捉えたものであり本来一致すべきものであるが、両者にはそれぞれ独自の概念規定があり、そのままの形では完全には一致しない（表5-2、5-3）。

表 5－2 東京都産業連関表と都民経済計算の主な相違点

	東京都産業連関表	都民経済計算
対象期間	暦年（１月１日～12月31日）	会計年度（４月１日～翌年３月31日）
部門分類	行部門：生産物分類 列部門：アクティビティ・ベース （生産活動ベース）	事業所ベース
対象地域	属地主義（都内ベース）	生産：属地主義 分配：属人主義（都民ベース） 支出：属地主義
仮設部門及び 自家部門	設定している。	設定していない。（他の各投入部門に 割り振り）
屑・副産物の 取扱い	屑・副産物の発生を原則としてマ イナス投入方式で処理しており、 商品別の生産額に影響が生じな い。	生産過程で生じた屑・副産物が当該財 貨・サービスの生産額に含まれる。
家計外消費支 出の取扱い	粗付加価値及び最終需要にそれぞ れ計上。	各産業の生産活動に直接必要とする 経費として中間投入部門に計上
消費税	全ての課税対象について税込みの 価格で表示するグロス表示として いる。	消費税は、設備投資、在庫投資につい て前段階課税分の控除が認められて いるため、投資にかかる消費税額を投 資額より一括控除している（修正グロ ス方式）。

表 5－3 東京都産業連関表と都民経済計算の対応関係

東京都産業連関表	調整項目	都民経済計算
最終需要部門計＝ 家計外消費支出 民間消費支出 一般政府消費支出 都内総固定資本形成（公的） 都内総固定資本形成（民間） 在庫純増 移輸出 （控除）移輸入	一家計外消費 支出	≒ 都内総生産 （支出）
粗付加価値部門計＝ 家計外消費支出 雇用者所得 営業余剰 資本減耗引当 間接税 （控除）補助金	一家計外消費 支出	≒ 都内総生産 （生産）

（8）部門分類の具体的な内容

（5）部門分類の概要で説明した東京都産業連関表で用いる部門分類の具体的な内容を以下に紹介する。なお、部門分類コード表や、大分類と小分類の関係性など、詳細は、「Ⅵ 部門分類表」（p.75～90）を参照すること。

ア 内生部門

財・サービスの生産・販売を担う産業によって構成される。Ⅱの図1－1 取引基本表（地域内表）（p.15）のうちAの部分。

表5－4 内生部門（概要）

7 部門分類	内 容（構成する主な産業分類）
農林漁業・鉱業	耕種農業、畜産、農業サービス、林業、漁業、石炭・原油・天然ガス、その他の鉱業
製造業・建設	飲食料品、繊維製品、パルプ・紙・木製品、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック・ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品、電気機械、情報通信機器、輸送機器、その他の製造工業製品、建設
電気・ガス・水道	電気、ガス・熱供給、水道
商業・金融・不動産	卸売、小売、金融、保険、不動産
運輸・情報通信	鉄道輸送、道路輸送（自家輸送を除く）、自家輸送、水運、航空輸送、貨物利用運送、倉庫、運輸附帯サービス、郵便・信書便、通信、放送、情報サービス、インターネット附随サービス、映像・音声・文字情報制作
公務・教育・医療・サービス	公務、教育、研究、医療、福祉、廃棄物処理、対事業所サービス、対個人サービス、他に分類されない会員制団体
本社	本社活動

イ 最終需要部門

最終的に財・サービスを需要する部門であり、主として財・サービスの消費及び投資を表す。Ⅱの図1－1 取引基本表（地域内表）（p.15）のうちBの部分。

表5－5 最終需要部門（概要）

部門	内 容
都内最終需要計	財・サービスの最終的な消費・投資額。以下の①～⑥の合計。
① 都事業所家計外消費支出（列）	企業消費 。福利厚生費、交際費、接待費など、生産に直接関係しない（原材料ではない）もの。
② 都民家計消費支出	家計消費 。都民の都内外における消費。
③ 対家計民間非営利団体消費支出	対家計民間非営利サービス団体（労働組合、政党、宗教団体等）の消費 。団体が、経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、団体自身が負担した費用。
④ 一般政府消費支出	政府消費 。政府が経済的に意味のない価格で提供するサービスに関する支出のうち、政府自身が負担した費用。
⑤ 都内総固定資本形成	民間や政府による固定資産の取得 。いわゆる投資に該当。建設物、機械、装置、知的財産生産物（研究・開発、ソフトウェアを含む）等。

⑥	在庫純増	財の生産者における出荷待ち商品などの 在庫の物量的増減 。年間平均の想定市中価格で評価している。
移出計		都外（国内）への販売 。以下の⑦～⑨の合計。
⑦	移出	都外（国内）への販売のうち、「他地域事業所家計外消費支出」と「他地域民都内支出」を除いたもの。都外事業所への販売など。
⑧	他地域事業所家計外消費支出	都外の事業所による都内での消費 。出張に伴い消費する、交際費、接待費及び宿泊費・日当等。
⑨	他地域民都内支出	その他地域（都外・国内）の住民の都内における消費支出 。通勤通学・観光・通院等、移動に伴う消費。
輸出計		国外への販売 。以下の⑩と⑪の合計。
⑩	輸出	国外への販売のうち、訪日外国人旅行者の都内での消費を除いたもの。輸出品の販売や、国際間のサービス関係取引等。
⑪	輸出（直接購入）	国外への販売のうち、 訪日外国人旅行者の都内での消費 。
移入計		都外（国内）からの購入 。以下の⑫～⑭の合計。
⑫	（控除）移入	都外（国内）からの購入のうち、「（控除）都事業所家計外消費支出」と「（控除）都民都外支出」を除いたもの。都外事業所からの購入など。
⑬	（控除）都事業所家計外消費支出	都内の事業所による都外での消費支出 。出張に伴い消費する、交際費、接待費及び宿泊費・日当等。
⑭	（控除）都民都外支出	都民の都外（国内）における消費支出。通勤通学・観光・通院等、移動に伴う消費。
輸入計		国外からの購入 。以下の⑮～⑰の合計。
⑮	（控除）輸入	国外からの購入のうち、日本人の海外旅行者の現地消費を除いたもの。輸入品の購入や、国際間のサービス関係取引等。
⑯	（控除）輸入（直接購入）	国外からの購入のうち、 日本人の海外旅行者の現地消費 。
⑰	（控除）関税、（控除）輸入品消費税	輸入品に賦課される関税、輸入品消費税。

ウ 粗付加価値部門

生産活動のために必要となった労働や資本、間接税などの要素費用を示している。

Ⅱの図1－1 取引基本表（地域内表）（p.15）のうち、Cの部分。

表5－6 粗付加価値部門（概要）

部門	内容
家計外消費支出（行）	企業消費 。福利厚生費、交際費、接待費など、生産に直接関係しない（原材料ではない）もの。
雇用者所得	民間や政府等の雇用者に対して支払われる所得。

営業余剰	粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したもの。
資本減耗引当	固定資産の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用。
間接税	財・サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担。
経常補助金	政府から生産者に対して交付される補助金。

2 推計方法

令和2年（2020年）東京都産業連関表は、全国表及び特別調査（令和2年東京都商品流通調査及びサービス業都外壳上額調査）、令和3年経済センサス－活動調査を始めとした他の公表統計資料、各公的統計を二次利用申請により取得したデータなどを基礎資料として利用し、基本分類をベースに推計している。

取引基本表の基本的な推計方法は以下のとおり。

(1) 推計方法の全体概要

ア 東京都地域内表

① 都内生産額（一次推計値）の推計

令和3年経済センサス－活動調査、その他の公表統計資料、業務資料、公的部門の決算書等の資料をもとに、基本分類の都内生産額（一次推計値）を推計。

	内生部門	最終需要	都内生産額
内生部門			①
粗付加価値			
都内生産額	①		

② 本社経費の推計（全国及び東京都）

令和2年企業の管理活動等に関する実態調査（二次利用データ）、令和3年経済センサス－活動調査（公表データ及び二次利用データ）により、全国及び東京都の本社経費を推計。加えて、推計された全国及び東京都の本社経費、令和3年経済センサス－活動調査により、都本社移出額及び都本社移入額を推計。

	内生部門	本社	最終需要	都内生産額
内生部門				
本社		②	②	②
粗付加価値				
都内生産額				

③ 都内生産額（二次推計値）の推計

①で推計した都内生産額（一次推計値）、全国表の国内生産額及び②で推計した国本社経費、②で推計した都本社経費及び都本社移出額及び都本社移入額により、本社経費を控除して都本社投入額を加えた、生産活動に関わる都内生産額（二次推計値）を推計。

	内生部門	本社	最終需要	都内生産額
内生部門				③
本社				
粗付加価値				
都内生産額	③			

④ 中間投入額と粗付加価値額の推計

③で推計した都内生産額（二次推計値）に、国表の投入係数（ただし、国内生産額から国本社経費を控除）を乗じることにより、中間投入額と粗付加価値額を推計。

なお、中間投入額のうち、本社投入額（本社部門（行））は本社生産額－本社移出額－本社移入額により推計。粗付加価値の一部の部門は、他の統計を利用して補正。

	内生部門	本社	最終需要	都内生産額
内生部門				
本社				
粗付加価値				
都内生産額				

⑤ 最終需要部門の推計

全国表の最終需要部門の推計値をもとに、家計統計、固定資本マトリックスなどを利用して、最終需要部門の各部門を推計。

なお、製造業の部門「移出」「移入」「輸出」については、令和2年東京都商品流通調査、移出入マトリックス（内閣府提供）を利用して推計。

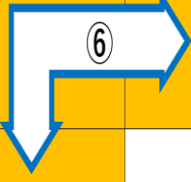
また、サービス業の部門「移出」「輸出」については、令和2年東京都サービス業都外売上額調査の調査結果を利用して推計。

	内生部門	本社	最終需要	都内生産額
内生部門				
本社				
粗付加価値				
都内生産額				

⑥ バランス調整

上記①～⑤の方法により推計した都内生産額、粗付加価値額、最終需要額をもとに、基本分類ベースで取引基本表全体をバランス調整。

なお、バランス調整においては、推計値の精度を勘案して、投入側をほぼ固定させ、産出側の数値（最終需要部門）を中心に調整。

	内生部門	本社	最終需要	都内生産額
内生部門				
本社				
粗付加価値				
都内生産額				

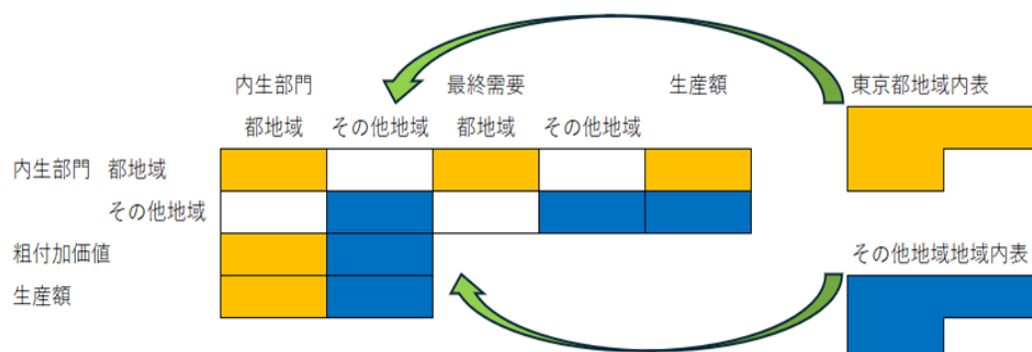
イ 東京都地域間表

① その他地域の地域内表の推計

ア②で推計した国本社経費により、全国表について本社部門を表章した形で推計。その上で、全国表からアで推計された東京都地域内表を控除し、その他地域の地域内表を推計。

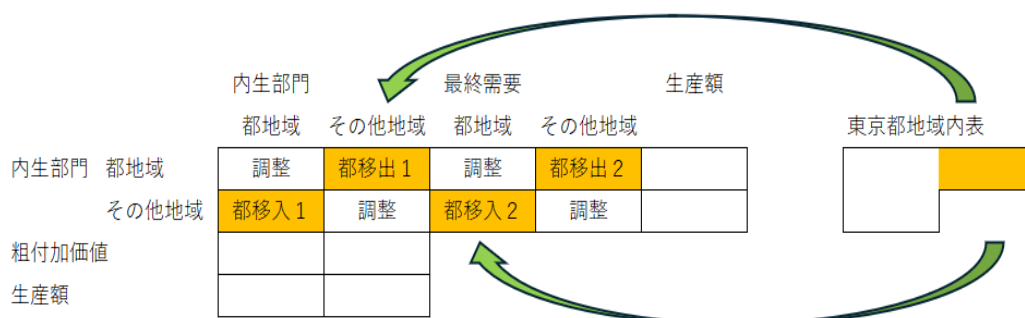
② 地域間表の第一段階の推計

東京都地域内表及び①で推計されたその他地域の地域内表の内生部門、粗付加価値部門、最終需要部門より、東京都地域間表の下表の部門を推計。



③ 地域間表の移入・移出部門の推計

東京都地域内表の移入・移出より、東京都地域間表の下表の部門を推計。その上で残りの内生部門及び最終需要部門との間で調整。



④ 移動消費部門及び輸出・運輸マージンに関わる部門の調整

最終需要部門において、移動消費に関わる部門及び輸出・運輸マージンに関わる部門で所要の調整。



(2) 推計方法の各論

ア 都内生産額（一次推計値）の推計

①基本事項

- ・各基本分類の都内生産額（一次推計値）は基本的に以下の推計式により推計。

都内生産額（一次推計値）＝全国表の国内生産額×案分指標

案分指標：令和３年経済センサス－活動調査組替集計の売上金額、令和３年経済センサス－活動調査の従業者数など、各基本分類に応じて選定（②の利用した主な統計調査・資料を参照）。

- ・なお、案分指標を従業者数とした場合、従業者数に本社従業者が含まれると、東京都の場合、案分指標が大きくなることが考えられる。このため、全国及び東京都の従業者数は、令和３年経済センサス－活動調査及び令和２年企業の管理活動等に関する実態調査（二次利用データ）から別途推計される本社従業者数をそれぞれ控除した従業者数とした。
- ・また、製造業は令和３年経済センサス－活動調査において、主に卸売業が副業として実施している製造業の売上金額が大きいことが確認されたため、国の供給表を利用して副業加算を行った。

②個別事項

利用した主な統計調査・資料は以下のとおり。

- 1) 農林漁業：生産農業所得統計
- 2) 鉱業：経済センサス－活動調査組替集計
- 3) 製造業：経済センサス－活動調査組替集計、生産動態統計（二次利用データを含む）、国の供給表
- 4) 建設：建設総合統計、建築物着工統計
- 5) 電気・ガス・熱供給：電力調査統計、ガス事業年報、各ガス事業者の決算資料、東京都第３次産業活動指数、都民経済計算資料
- 6) 水道：各水道事業者の決算資料、都民経済計算資料
- 7) 廃棄物処理：都民経済計算資料、経済センサス－活動調査
- 8) 商業：経済センサス－活動調査組替集計
- 9) 金融・保険：都民経済計算資料、日本銀行ＨＰ資料、経済センサス－活動調査組替集計、経済センサス－活動調査
- 10) 不動産：経済センサス－活動調査組替集計、都民経済計算資料
- 11) 運輸・郵便：鉄道輸送統計年報、鉄道統計年報、自動車輸送統計、一般財団法人自動車検査登録情報協会資料、港湾統計、空港管理状況調書、航空輸送統計年報、倉庫統計季報、総合農協統計表、水産業協同組合統計表、東京都決算資料、日本郵政ＨＰ資料、経済センサス－活動調査組替集計、経済センサス－活動調査
- 12) 情報通信：テレコムデータブック資料、経済センサス－活動調査組替集計、経済センサス－活動調査、国勢調査、東京都サービス業都外壳上額調査
- 13) 公務：経済センサス－活動調査、都道府県及び市町村別決算状況調
- 14) 教育・研究：学校基本調査、学校給食実施状況等調査、科学技術研究調査（二次利用データを含む）、経済センサス－活動調査、経済センサス－活動調査組替集計、国勢調査（二次利用データを含む）、都民経済計算資料
- 15) 医療・福祉：「医療費の動向」調査、社会福祉施設等調査、介護保険事業状況報告、経済センサス－活動調査組替集計、経済センサス－活動調査
- 16) 他に分類されない会員制団体：経済センサス－活動調査
- 17) 対事業所サービス：経済センサス－活動調査組替集計
- 18) 対個人サービス：経済センサス－活動調査組替集計、特別区決算状況、市町村決算状況調査結果、ＪＲＡのＨＰ資料

イ 本社経費の推計（全国及び東京都）

- ・本社経費は、以下の推計式により推計（全国及び東京都）。

本社経費＝本社従業員数

×本社の管理活動等に係る従業員数の率

×1人当たりの本社における管理活動等に要した経費

本社従業員数：経済センサス－活動調査より推計。

本社の管理活動等に係る従業員数の率：令和2年企業の管理活動等に関する実態調査の二次利用データから推計。

1人当たりの本社における管理活動等に要した経費：同上

※なお、総務省が同調査結果をもとに本社マトリックスを推計しているが（令和6年12月11日令和2年（2020年）産業連関表第5回産業連関技術会議資料）、東京都はこれとは別に全国の本社部門を推計している。

- ・本社の移出額は、令和3年経済センサス－活動調査から得られる、本社が東京都の企業の支社の従業員数のうち、東京都地域とその他地域の従業員数の割合により、部門別に移出率を求めて推計する。
- ・本社の移入額は、令和3年経済センサス－活動調査から得られる、本社がその他地域の企業の支社の従業員数のうち、その他地域と東京都地域の従業員数の割合により、部門別に移出率を求めてその他地域の本社の移出額を推計し、それを東京都地域の本社移入額とする。
- ・本社部門（行）は、各部門ごとに、本社生産額－本社移出額－本社移入額により推計。

ウ 粗付加価値部門

基本分類（列）ごとに、都内生産額（二次推計値）と全国表から得られる粗付加価値係数により推計するが、以下の部門はその推計方法に加えて、以下のとおり補正を行った。

粗付加価値部門	補正方法
雇用者所得	令和2年毎月勤労統計調査（厚生労働省）及び令和2年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）及び令和3年経済センサス－活動調査（総務省・経済産業省）を利用して補正。
営業余剰	令和2年度国民経済計算（内閣府）及び令和元年度・令和2年度都民経済計算を利用して補正。

エ 最終需要部門

最終需要部門の各部門の推計方法は以下のとおり。

都内最終需要計		以下の①～⑥の合計
①	都事業所家計外消費支出（列）	粗付加価値部門の家計外消費支出（行）を全国表の構成比で按分。
②	都民家計消費支出	令和2年家計調査（総務省）及び令和2年国勢調査（総務省）から算出した東京都の家計消費額の対全国比を利用。
③	対家計民間非営利団体消費支出	全国表における同部門各項目の対生産額比を利用。
④	一般政府消費支出、一般政府消費	以下の資料等から算出した対全国比を利用。 ・都民経済計算

	支出（社会資本等減耗分）	・令和２年度学校基本調査（文部科学省） ・令和３年経済センサス－活動調査（総務省・経済産業省） ・令和元年度・令和２年度国民健康保険事業年報（厚生労働省）及び令和元年度・令和２年度厚生年金保険・国民年金保険事業の概況（厚生労働省）
⑤	都内総固定資本形成（公的）、都内総固定資本形成（民間）	令和元年度・令和２年度東京都財政収支調査の集計又は、全国表固定資本マトリックス、令和３年経済センサス－活動調査（総務省・経済産業省）の組替集計、都民経済計算から算出した対全国比を利用。
⑥	在庫純増	令和３年経済センサス－活動調査（総務省・経済産業省）の組替集計、全国表と都表の生産額比、都内需要の対全国比又は内生部門の対全国比を利用。
移出計		以下の⑦～⑨の合計
⑦	移出	令和元年度・令和２年度貨物・旅客地域流動調査（国土交通省）、令和２年東京都商品流通調査、令和２年東京都サービス業都外壳上額調査を利用。
⑧	他地域事業所家計外消費支出	全国表の家計外消費支出の伸び率を利用。
⑨	他地域民都内支出	2019年全国家計構造調査（総務省）、令和２年家計調査（総務省）、令和２年国勢調査（総務省）、令和２年（2020年）観光入込客数統計（観光庁）、2020年旅行観光消費動向調査（観光庁）等を利用。
輸出計		以下の⑩と⑪の合計
⑩	輸出	令和２年東京都商品流通調査、令和２年東京都サービス業都外壳上額調査、令和２年宿泊旅行統計調査（観光庁）から算出した対全国比を利用。
⑪	輸出（直接購入）	令和２年宿泊旅行統計調査（観光庁）から算出した構成比を利用。
移入計		以下の⑫～⑭の合計
⑫	（控除）移入	主に以下の計算式により算出。 生産額－（需要合計＋（控除）都事業所家計外消費支出＋（控除）都民都外支出＋（控除）輸入計）
⑬	（控除）都事業所家計外消費支出	全国表の家計外消費支出の伸び率を利用。
⑭	（控除）都民都外支出	2019年全国家計構造調査（総務省）、令和２年家計調査（総務省）、令和２年国勢調査（総務省）、令和２年（2020年）観光入込客数統計（観光庁）、2020年旅行観光消費動向調査（観光庁）等を利用。
輸入計		以下の⑮～⑰の合計
⑮	（控除）輸入	都内需要合計と国内需要合計の比又は、2020年出入国管理統計（法務省）から算出した出国日本人数の対全国比を利用。
⑯	（控除）輸入（直接購入）	2020年出入国管理統計（法務省）から算出した出国日本人数の対全国比を利用。
⑰	（控除）関税、（控除）輸入品商品税	輸入（普通貿易）の対全国比を利用。

オ 雇用表

次の手順により推計。

- ① 「令和 2 年国勢調査」等により個人ベースの従業者数、「令和 3 年経済センサス - 活動調査」等により事業所ベースの従業者数を、それぞれ産業中分類部門別、従業上の地位別に推計し、両者を組み合わせて、都一次推計値を推計する。
- ② ①の都一次推計値から「令和 3 年経済センサス - 活動調査」により本社部門の従業者数を控除し、控除分の合計を本社部門の従業者数とする。
- ③ ②の産業中分類別の雇用表を、産業連関表の統合中分類別の雇用表に組み替える。
- ④ 全国の雇用表から都の雇用表を差し引き、その他地域の雇用表を推計する。

なお、以上の各部門の推計では、公表統計資料等に加えて、令和 3 年経済センサス - 活動調査（総務省・経済産業省）、令和 2 年国勢調査（総務省）、生産動態統計調査（経済産業省・令和 2 年分）、令和 2 年・令和 3 年科学技術研究調査（総務省）、令和 2 年企業の管理活動等に関する実態調査（総務省）の各調査の調査票情報（各提供機関から提供）も利用して推計を行った。

3 令和 2 年（2020 年）表における変更点

（1）部門分類の変更等

令和 2 年（2020 年）全国産業連関表での部門分類の見直しに合わせ、令和 2 年（2020 年）東京都産業連関表においてもこの変更に沿って全国表と同様の部門変更を行った。また、都において事業所数が僅少な部門について秘匿措置（統合小分類 2 部門、統合中分類 1 部門の統合）を講じた。

令和 2 年（2020 年）都表の部門分類は VI 部門分類表（p. 75～90）を、令和 2 年（2020 年）全国表の部門分類は以下を参照のこと。

【総務省ホームページ】

「令和 2 年（2020 年）産業連関表（－総合解説書－）」第 3 章第 3 節「4 部門分類（p. 46～47、p. 54～56、部門分類以外の変更点として p. 51）」

URL (https://www.soumu.go.jp/main_content/001026673.pdf)

（2）部門分類名の変更

最終需要部門の移動消費に関する部門の一部の部門名を、利用者がより分かりやすいように、以下のとおり、変更を行った。

	平成 27 年（2015 年） 東京都産業連関表	令和 2 年（2020 年） 東京都産業連関表
部門名	他地域民支出	他地域民都内支出
（最終需要部門）	（控除）都民支出	（控除）都民都外支出

(参考) 東京都産業連関表の作成状況

対象年次	表の種類	部門数 〔上段：東京都地域 下段：その他地域〕	公表年月	特 徴 等
昭和 60 年 (1985 年)	基本表	612 行×491 列 597 行×476 列	平成 3 年 2 月 (1991 年)	東京都の作成した第一回目の産業連関表で、本社部門の推計等を行った。
昭和 63 年 (1988 年)	延長表	611 行×490 列 594 行×473 列	平成 5 年 3 月 (1993 年)	昭和 60 年表の基本分類、概念を基礎に推計した延長表である。
平成 2 年 (1990 年)	基本表	607 行×491 列 595 行×479 列	平成 7 年 3 月 (1995 年)	物品賃貸業等の推計を所有者主義に変更し、また、消費税についてはグロス表示とした。
平成 5 年 (1993 年)	延長表	51 行× 51 列 51 行× 51 列	平成 9 年 8 月 (1997 年)	平成 2 年表の基本分類、概念を基礎に推計した延長表である。
平成 7 年 (1995 年)	基本表	599 行×484 列 586 行×472 列	平成 13 年 3 月 (2001 年)	93 S N A への対応として、「消費概念の二元化」など 9 項目を取り込んだ。
平成 9 年 (1997 年)	延長表	597 行×482 列 584 行×470 列	平成 14 年 7 月 (2002 年)	平成 7 年表の基本分類、概念を基礎に推計した延長表である。
平成 12 年 (2000 年)	基本表	597 行×483 列 585 行×471 列	平成 18 年 3 月 (2006 年)	「介護」部門の新設、屑・副産物の計上方法の変更、93 S N A への対応を行った。
平成 17 年 (2005 年)	簡易延長表	280 行×280 列 (地域内表のみ)	平成 20 年 3 月 (2008 年)	平成 17 年全国表で予定していた部門分類及び再生資源・回収加工処理の表章方法で公表。
平成 17 年 (2005 年)	基本表	597 行×482 列 586 行×471 列	平成 22 年 6 月 (2010 年)	「社会福祉(産業)」部門等の新設、「再生資源・回収加工処理」部門の取り扱いを変更した。
平成 20 年 (2008 年)	延長表	27 行×27 列 27 行×27 列	平成 25 年 10 月 (2013 年)	平成 17 年表の構成を基に延長推計した表である。
平成 23 年 (2011 年)	基本表	191 行×191 列 191 行×191 列	平成 28 年 10 月 (2016 年)	本社部門を 1 部門とし、統合小分類からの公表とした。

平成 27 年 (2015 年)	基本表	182 行×182 列 182 行×182 列	令和 3 年 3 月 (2021 年)	地域内表の移動消費部門を移出計に含まれるものとした。
令和 2 年 (2020 年)	基本表	187 行×187 列 187 行×187 列	令和 7 年 11 月 (2025 年)	生産額・粗付加価値の推計で本社経費を中心に推計方法を精査。

※ 産業連関表の基本表は、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年を対象年次として原則 5 年ごとに作成している。ただし、平成 23 年（2011 年）表は、重要な基礎資料となる「経済センサス - 活動調査」の調査対象年次が平成 23 年（2011 年）だったため、原則と異なっている。